

議 事 録

日 時：令和6年1月31日（水）14：00～15：30

会議名：令和5年度第2回 福知山市住所等に関する検討会

目 次 協議事項（1）（2）

・事務局説明 P1～5

・質疑応答 P5～7

協議事項（3）

・事務局説明 P7～9

・質疑応答 P9～13

1 開会

事務局：本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。前回、昨年9月に開催しました第1回検討会議では、福知山市の住所表記の現状や市民ニーズ調査の内容について皆様からご意見をいただきました。その結果を踏まえて、11月にアンケート調査を行い、市民ニーズの把握をしました。本日は、その結果をご報告させていただきたいと思っております。

また、その調査結果を踏まえて、住所表記に関する市の対応をどうしていくのか、という案を考えてまいりましたので、それにつきましても、それぞれ皆様のお立場、お考え、知識など生かしてご意見いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 協議事項（1）3つの市民ニーズ調査、（2）市民ニーズ調査結果

事務局：協議事項に入ります。（1）3つの市民ニーズ調査（2）市民ニーズ調査結果について、合わせて報告させていただきます。

2ページをご覧ください。調査の目的は住所表記に関する意見や不安、疑問を把握することです。この調査結果を踏まえまして、実施手法の決定や実施の場合の条件整理を行うこととしています。

次に3つの市民ニーズ調査です。第1回検討会での皆様からのご意見を踏まえまして、市民ニーズ調査として3つの調査を実施しました。1 アンケート調査、2 自治会長ヒアリング、3 意見募集です。それぞれの調査の内容について、詳しく説明をさせていただきます。次の3ページをご覧ください。

まず、アンケート調査です。対象者は広域な字にお住いの18歳以上の無作為抽出で選ばれた1000人です。実施方法は、アンケート用紙の送付、返送により行

いました。別添の資料1が、調査票の見本になります。資料2はこの調査票に同封をしましたチラシです。

資料1の調査票の主な問いは、住所表記を使い分けられているかどうか、住所表記を変えたいかどうか、またその理由、住所表記への意見、不安や疑問です。調査票には、アンケートの回答率を上げるために、二次元コードから解説動画を見られるようにしました。令和5年11月末時点で約130回再生されました。

資料2のチラシについては、表面が住所表記の現状、裏面が住所変更した場合のメリットとデメリット、検討会実施の背景などを説明しています。

調査結果は、回答者数421人、回収率42%となりました。

次に4ページをご覧ください。住所表記に関すること全般について、自治会長ヒアリングと意見募集を実施しました。

自治会長ヒアリングについて、対象者はアンケート対象地域の自治会長、実施方法は、訪問または電話、回答者数18人でした。アンケート調査の対象地域は、地図に示す字の一部の自治会にアンケート調査票が送られています。

次に、意見募集についてです。対象者は指定しておりません。実施方法は市ホームページで約1ヶ月間募集しました。市公式ラインでも呼びかけをし、回答者数は21人となりました。

次に5ページをご覧ください。ここからはアンケート調査結果です。まずは属性別の回答状況になります。なお、設問の指示通りに回答が得られていない場合があります。数値が合わないことがありますのでご了承ください。

まず、年齢層別です。送付人数が合計1000人で、10代以外は人数が同じぐらになるように、調整しております。回答率は、年齢層が上がるにつれて高くなりました。次に地域別について、送付人数の内訳については人口規模に応じた送付人数としました。回答人数は概ね送付人数に比例しています。回答率について、大江町や夜久野町では回答率の高い70代以上の割合が多かったため、高い回答率となっています。

次の6ページをご覧ください。住所表記の使い分けの状況についてまとめています。問1では、住所表記の使い分けの状況について調査をしました。

問1-1 住民票の住所以外の字名等、いわゆる自治会名で住所を記載したことがありますか。という問いについて「はい」の回答者が271人で66%でした。そして、この271人は、次の問1-2、問1-3と回答が続きます。

問1-2、どのような記載をされましたか、について、自治会名を使用もしくは、カッコで自治会名を追記といったものが多かったです。自治会名を使用した住所表記については、次のパターンが多かったです。自治会名だけを使う、例えば「東岡町」例にすると「東岡町〇〇番地」、字名と自治会名を繋げて書いてしまう「字

天田東岡町〇〇番地」といったパターンが見受けられました。

問 1-3 なぜ、問 1-2 の記載をされましたか、という問いについては「ウェブサイトでは字名を入力できないから」というのが多数でした。これは、地域の郵便番号を入力した際に、自動で郵便番号の地域の名称、自治会名が、表示されるためと推測されます。

次に 7 ページをご覧ください。問 2 では、住所表記を変えたいかどうかについて調査しました。

「今のままでよい」という回答について分析をしております。問 2-1 住所表記を変えたいですか、変更には引っ越し時と同程度の負担を伴います、という問いについて「今のままでよい」と回答した人は、275 人、68%と多数となりました。問 1-1 の現在の住所表記の使い分けと、問 2-1 の今後の住所表記の希望を組み合わせると、大きく 3 つのタイプに分けることができました。グラフの左側が「自治会名を使用して、住所もそれに変えたい方」、真ん中あたりが「自治会名を使用しているが、住所は今のままでよい」、右側が「字名のみを使用していて、住所も今のままでよい」となります。

次に問 2-4 今のままでよいと答えた理由では、最も多かったのは「困っていない」、次いで「住所変更に伴う手間などのデメリットが大きい」という結果になりました。

次の 8 ページをご覧ください。問 2 の今後の住所表記について「変えたい」という方について分析しました。

問 2-1 住所表記を変えたいですか、について「変えたい」が 128 人、32%でした。

「変えたい」の回答者は、問 2-2、問 2-3 と回答が続きます。

問 2-2 変えたい理由は何ですか、について最も多かったのが「住所が 1 つになると分かりやすい」、次いで「配送などが便利になる」というものでした。

問 2-3 新しい住所表記のイメージに最も近いものについては「自治会名への変更」が 78%と多数を占めました。

自治会の区域で自治会名に変更できる実施手法は「地方自治法第 260 条」による町界町名変更となります。

次に 9 ページをご覧ください。先ほどの今後の住所表記「変えたい」について、地域別に分析しました。グラフをご覧ください。

問 2-1 住所表記を変えたいですか、について先ほど申しあげました 32%が全体の平均になりますが、黄色の字天田、字土、字榎原では「変えたい」という回答が全体平均の 32%と比べて高く、地域差が見られました。主な意見では、「複数の住所表記について相手方に不審に思われた経験がある」「郵便物が届かなかったことがある」などがありました。

また、下の3つの地域となる大江町や夜久野町では「変えたい」という意見がほとんどありませんでした。これについては、字名に紐づく郵便番号があるため、現在の住所表記で特に支障がないためと推測されます。例として、夜久野町直見には629-1304という字名に紐づいた郵便番号があり、その中にたくさんの自治体があるだけ、という構造になっていることがわかりました。

最後に、アンケート調査全体を通して年齢層別、職業別では大きな特徴は見られませんでしたので、ここでは掲載を省いております。

次に10ページをご覧ください。市民ニーズ調査における自由意見として、アンケート調査票の間3の自由記述、自治会長ヒアリング、一般の方からの意見募集の3つにおいて寄せられた意見で主なものを記載しております。注目したい意見について黄色で着色をしておりますので、抜粋して説明させていただきます。

まず、困りごとについて「ウェブサイトで字名が入力できない」とは、字天田の中にある東岡町を例にしますと、「字天田」には郵便番号がなく、自身の地域の郵便番号である620-0892を入れると「東岡町」のみが表示されてしまい「字天田」が入れられない、という事例があることです。

「郵便番号検索の結果の表記が正しい住所と思われる」とは、郵便番号が620-0892の場合、郵便番号検索では「字天田」が無く「東岡町」があるため、正式な住所は「字天田」だが、相手方は「東岡町」が正しい住所とわかってしまうということです。

「本人確認に必要な手続きや荷物の受け取りができなかった」とは、例えば、荷物の宛名は「東岡町」と記載されているが、提示する免許証は「字天田」となっていて、住所が不一致となり荷物を受け取れないというものです。

「どの郵便番号を使えば良いかわからない、620-0000など」とは、東岡町の地域にお住いの場合、基本的には620-0892を使いますが、郵便番号検索結果に無い住所表記については620-0000が便宜的に使えるということがあり、2種類の番号をどう使ったらよいのか分かりにくい、というご意見でした。

次に、今のままでよい理由について「使い分けを理解すれば済むため」とは、公的な手続きでは「字天田」を、単なる配送などの場合は「東岡町」を使っている、といったご意見がありました。

次に11ページをご覧ください。先ほどの続きになります。

変更したい理由については「社会生活は自治体名ベースで行われているため」という意見がありました。

変更時の不安については「住民票や登記など、費用負担がないようにしてほしい」というご意見がありました。

最後は12ページをご覧ください。市民ニーズ調査結果のまとめです。

市民ニーズ調査結果を踏まえて、本市ではこの3つを軸に今後の対応を考えていきたいという風に思っております。

まず、今後の住所表記については、住所表記を変更する場合は多くの方が自治会名を希望していたこと。次に、住所表記と郵便番号の関係性が分かりにくいこと。最後は、住所変更の市民ニーズは市域全体では低いものの、地域差が見られたこと。これらを調査結果のまとめとしております。協議事項1、2については以上です。

協議事項 (1) (2) の質疑応答

事務局：それでは、委員の皆様よりご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

委員：4ページの自治会長ヒアリングの回答者18人について、これは18人中の18人ですか。意見募集の21人は何か特定できるようなことっていうのはありますか。

事務局：自治会長ヒアリングは18人が分母です。意見募集では、住所・氏名は任意でご記入いただくようにしております。基本的にはほとんどが市民の方でした。1人だけ市外の方でした。年齢層は把握しておりません。

委員：基本的な質問ですが、市民ニーズの調査の「ウェブサイトで入力できない」という話は、これからすごく大事なことだと思う。うちも学校の入試とか全部ウェブ入力になっているが、打ち込むだけのものなので、どんな住所でも対応できる。でも、自動で表示されるもの、プルダウン形式になると出てこないって話じゃないですか。そういう風に洗練されるほど、そのプルダウン形式みたいなものになってきて、出てこないっていう不便さはこれから先どんどん増えるだろうなという風に思いました。

委員：確定申告もウェブ入力になっていく。
マイナンバーカード申込では影響はないのか。

事務局：住民票の住所とマイナンバーカードの住所は同じなのでトラブルは聞いていない。

委員：人の特定をするということは、生年月日と住所が非常に大事なことです。だから、それを特定するために必要な住所については、住民の意向も大事だが、これからのようなことで不便が出てくると思う。そうすると字天田と字堀まではどうしてもやらないと。私はそう思いますけどね。

これからもうマイナンバーで全部紐づいてくると思う。国もデジタル社会と言っているわけで、そう考えると、やっぱり市もそれに対応していかないといけないと思う。誤配や人の特定ミスで、誤って税金かかったりすることが出てくる可能性も考えられる。少なからず、このウェブで入力できないっていう結果が1番多いっていうのは、そういうのを示唆しているのだろうと思う。

委員：字土と字榎原で「変えたい」が50%となっているが、他と比べて分母が少ないので、正確なのかなと思っています。私も色々考えてみたが、何が1番よい方法かと思ったときに「小字の追加」がいいと思う。住所も分かりやすくなるし、登記の観点からみても1番良いと思う。ただ、小字は時代に合わないのかなとも思うのでそこが悩ましいです。

ウェブの問題に関しては、やっぱりシステムを作る側が、郵便番号検索の利用が一番やりやすいから使われているのだと思うが、そうになると他の市町村においても、実は同じような問題は多々あるのではないかなと思っています。なので、そこは郵便局に頑張ってもらいたいなと思っています。

委員：郵便局にはヒアリングに行かれたのか。

事務局：ヒアリングしております。

郵便番号は、郵便物を配達する目的で作られている、ということが大前提です。その上で、配達の目的で郵便番号を振って仕分けをしておられます。ただ、やはり郵便局にも、郵便番号と住所に関する問い合わせは、多いというように聞いています。

また、郵便物については、例えば番地が抜けていたり、名前が無かったり、何か抜けていることによって、配達ができないという困りごとはあると聞いています。福知山以外では、郵便番号の町域の表記と、住民票の住所表記が合っていることが多いようですが、福知山市はそうではないため手分けで振り分けるというような作業も他に比べて多いようです。

また、620-0000では「福知山市」しか特定してないので、あとは他の表記を見て分けざるを得ない状況があり、負担があるとお聞きしています。

郵便番号は、全ての地域に振られているので、必ずどれかを使っていたことが基本ですが、例えば本人確認が必要な本人受け取り限定などのサービスでは、住所表記を使い分けないといけないということになっています。

委員：訴訟の場合は、郵便局の職員が送達人になる。

事務局：訴状の送達についても、第1回検討会でお聞きしていましたので、それも聞きましたが、先ほど申し上げた理由で届けられないケースはあると聞いています。

委員：時効の場合の問題もある。そういったことで住所というのは非常に重要なんです。こんな広い地域でこういった住所の状態になっているのは、福知山くらいじゃないですか。

委員：10ページについて、今のままでよい理由に、歴史が分かるからがアンケート調査でのみ出ている。住所表記の変更にあたっては反対される方が結構いらっしゃるのかなと思っていたが、そうではなかったということか。

事務局：アンケート調査については、いわゆる城下町らしい例えば鍛冶町とか、呉服町とか、そういったところには送ってない。そういった地域だとこういう意見もあつ

たかかもしれませんが、場所は特定されるのだと思います。

委員：全体としては「今のままでよい」が7割だったが「変えたい」に大反対だっている方は、自由意見やヒアリングでも基本的にあまりないよう見受けられる。今後の手続きの手間を考えて、もう「今のままでよい」という方が多い印象がありますね。

事務局：アンケートでは、住所表記が変えられてしまうことによって発生する新たな手続き自体が不安だという意見はありました。

委員：それは、時間を作っていただくか、その方が対応すればできることですよ。

委員：自治会名への変更について、駅前町自治会の中には「末広町」があり、その住民は住所も郵便番号検索もそろって困っていないと思うが、それも自治会名に変わってしまうのか。

また、住所が「駅前町」だが、南栄町自治会の場所もある。そこが「駅前町」から「南栄町」になるケースもある。

事務局：住所表記によって地域コミュニティを制御するというイメージは持っていないで、今の住所表記で困っている区域に対して何かアプローチをしたいと思っています。その区域の人がそう望んだら別ですけども、今需要がないのであれば無理に変える必要はないんじゃないかなとは思っています。

委員：私が1番思うのは、地方自治法第260条による町名変更だと住所だけではなく、宅地や農地、道路などあらゆるものの証明を変えていかないといけなくなる。自治会は個人についていて、その世帯ごとに変わっているんですか、と思う。土地とは切り離して考えないいろいろな弊害が出てくると思う。区域も結局どこまでというものをかちっと決めないといけないので、そういったときに自治会の区域では判断が難しいと思う。

例えば、元々1つの土地だったものを分割して、Aさん、Bさん住んでいたとしてそれぞれが異なる自治会に入っている場合や、道路の中に個人の土地がはみ出ている場合など、そうなったときに区域をちゃんときめられるのか、対処ができるのかと疑問に思う。道路の土地が実はこっちの土地に入ってきました、というようなことも起こりうる。地方自治法第260条の町名変更は、かなりハードル高いなという風に私は感じています。

3 協議事項 (3) 住所表記に対する本市の対応案

事務局：委員の皆様が疑問に思っておられることを踏まえて、ちょっと本市で考えさせていただいた対応案がございますので、先に説明させていただければと思います。

事務局：それでは、おさらいで12ページからご覧ください。市民ニーズ調査結果のまとめということで、今後の住所表記、住所と郵便番号、住所変更のニーズと、この

3つで整理をしております。1つずつに対してアプローチを考えておりますので説明させていただきます。まず、今後の住所表記について、今後の住所表記は郵便番号の町域と関連のある、自治会名を希望する人が多数であったことから、実施手法は、自治会の区域に合わせて住所変更できる地方自治法第 260 条による町界町名変更を採用したいと考えております。これが、検討会で行うことの2つ目になる「実施手法の決定」というところと考えております。

次の 14 ページをご覧ください。対応案の2つ目は、住所と郵便番号への対応として、ウェブサイトで住所を入力する際に郵便番号検索結果に住民票の住所が出ないなどの指摘があり、目的に応じて住所表記を使い分けることが必要な場合があります。また、あの本市の住所表記について、市外の人に説明をしても理解が得られない事例がありますので、こうした状況を踏まえて、ホームページで住所表記と郵便番号の関係性を示すことを検討したいなと思っております。

参考事例として、長野県須坂市ホームページに郵便番号と住所に関して、解説をしたページがありますので、記載内容を本市の例として字天田の中にある東岡町 620-0892 で置き換えて読み上げます。資料 3 をご覧ください。

パソコンの郵便番号辞書やインターネットで住所から郵便番号が検索できないのはなぜか。郵便番号は、ほぼ行政区、つまり自治会の通称名ごとに設けられていますが、住所と行政区名が違うためです。市内の郵便番号のほとんどは、正式な住所の表示ではなく「東岡町」という通称名に付与されています。そのため、郵便番号から検索して住所登録をするシステムですと、必ず「東岡町」という表記が入り、正しい住所「字天田」と一致しません。福知山市字天田に対応した郵便番号が登録できない時は、郵便番号 620-0000 福知山市内で郵便番号に該当がないもので登録をできるか確認してみてください。620-0000 でも、住所が正しいので届きます、という形になります。

このように、ある程度本市において、こういうような関係性を示すということが1つ考えられるかなと思っております。

次の 15 ページをご覧ください。最後に住所変更のニーズへの対応については、市域全体では住所変更のニーズが低いことを踏まえて、市域全体の計画的な住所表記の変更は、実施しないと考えております。一方で、市民ニーズには地域差が見られたことから、地域内合意があるなどの一定の要件を満たした場合には、住所変更が可能となるようなガイドラインを作りたいと考えております。資料 4 が、住所表記の変更に関するガイドラインの骨子です。少し中身を読ませてください。(資料を読み上げ)

変更区域については、道路に土地がはみ出ている、境界は実際に中身を見てみると分からない部分があるため、あくまでも、申請のあった区域を一方的に変更するのではなく、市と事前協議をした上で区域を決めた方が、良いかなと、思

っております。また、郵便番号の町域と町名が一致するなど、現在の住所表記で支障がない区域は変更区域に含めないことを可能とします。これについては、末広町などが例であります。山林については、今住んでいる人の不便さを解消することが目的のため、対象外とします。

資料5について、これはガイドラインの事務手続きのフロー図で、申請から変更までの流れを記載しております。

協議資料の15ページに戻ります。

今後、ガイドラインには、この変更の要件だけではなく、個人や行政の負担内容、変更後にどんな手続きがあるのか、そういった詳細な内容についても記載する予定です。それらの内容については、第3回の検討会において、皆さんにまた意見を頂戴したいなと思っております。今回は、この骨子案について、ご意見、ご質問を頂戴できればと考えております。

最後に16ページをご覧ください。今後の検討会のスケジュールです。

今回が1月の第2回になります。3月に第3回を予定しております。ここで、ガイドラインの案について、ご意見をいただきたいと考えております。検討会終了後は、検討会の意見を踏まえて、実施条件などを整理して市民向けのガイドラインを本市において作成したいと考えております。ガイドラインは作成後、速やかに公表を行うことを予定しております。

協議事項(3)の質疑応答

事務局：アンケート結果を踏まえまして、住民の困りごとに対応するための案を作ってみました。これに対して、またご意見を頂戴できればと思います。

委員：国土調査と並行すれば、ある程度土地に関してもクリアしやすいのではないかと思います。国土調査をどこから入るかというのは順番もあるでしょうが。国も国土調査を推奨していて、災害が起きた時には座標があればすぐに復元できるので、土砂崩れとかあった場合に非常に役に立つ。昔の国土調査は不備のある点が多く、現場にあるものが勝手に無いことにされてしまっていたりしている。その当時の精度は仕方がないと思うが、今の精度はかなり高いので、それと連携して住所表記を整理していけばと思う。

事務局：市街地では国土調査が予定されている地域もあるが、広域な字がある地域には、字土や字長田の方もあり、国土調査の予定のない箇所も含まれている。

委員：字天田の全部をやるのではなくて、この地域なら国土調査もやっていてやりやすいからここからやるということもできるのではないかと。

委員：最近の国土調査が済んだところは精度が良いので、私がさっき言ったような問題

は起こりにくいかなとは思いますが、古い国土調査がかなりの範囲を占めている。古い国土調査が入ったところでも再度、国土調査をしていただければいいのですが、市からは、それはないと聞いている。実は国土調査を一切していない地域の方がまだ分かりやすいくらい。50年前ぐらいの国土調査をやったところの方がさっき言ったような問題が発生してくるので、変更区域にそういった地域が入ってくると大変になる。

委員：地元の意見として町名変更に関して動いているというのはいいのですが、そもそものところで、これはガイドラインが決まったら、議会を通して出すということになるのですか。検討会を踏まえてガイドライン作ったら、もうこのガイドラインに沿って進めていくという形ですか。

事務局：もちろん議会等にも説明をした上でですが、公表した後は、申請があれば対応していくということを想定している。

委員：自治会の区域に基づいた区域とは、世帯のことですよね。

事務局：個人になるが、個人でだと飛び地とかがあったりすると分かりにくいので、必ず自治会の区域イコールを変更、とは正直難しいかなとは思っています。面で対応するにあたり、その辺りを事前協議で調整をできればと思っています。

委員：わかりました。山林等は対象としないということですが、その境界はどうやって決めるのですか。これをどういう形で決めていくのか、というような具体的なことが必要になってくると思います。

また、自治会の4分の3という数値について、これの根拠はどういうものですか。

事務局：4分の3に関しては、要件を満たして市に認可された自治会で認可地縁団体というものがあるのですが、自治会において、財産などの重要事項を決める際に本市が案内している割合が4分の3となっています。100%同意が取ればそれに越したことはないですが、現実的じゃないというところで、重要事項に近いかなというところで、4分の3というのを使わせていただいています。

委員：このガイドラインの自治会とは、認可地縁団体に限らずということですか。

事務局：そうです。

委員：資料4の町名変更の要件の中で、地域内合意において、変更区域内のすべての住民に周知を図るとともに、と記載があるが、地域住民が700人いて、そこには、1歳から100歳までの人がいて、その全てが権利者になる。そこから4分の3の賛成をとるというのは現実的に不可能だ。

地域の中で、すでに住所表示が整理されているところと、そうでないところがあって、そうでないところだけを変更したい。なのに、そのことについては自治会

全体の総会を開きなさい、という風に書いてある。変更区域内の人の了解がそろっていても、全体のところで4分の3を得られなければならない、ということになり、非常に難しい。

また、隣接する他の自治会に例えば住所の駅前町が入っている場合には、隣接する自治会の了解も得なければならないはずだ。学区にも関わってくると思う。そういった理解をどうするかということについても、明記してもらわないとなかなか話を前に進められない。この辺はどうなるのか。

事務局：自治会の4分の3の賛成というのは、全自治会員の賛成は現実的に無理かなと話して、そういう意味よりかは、自治会としての決定事項にしていきたいなと思ってこういう書き方をしています。

住んでいる人全員への説明の機会は別に設ければよいと思っている。賛成をもって議決、の部分はそういう意味じゃなくて、その自治会としての決定事項としていきたいなという意味で書かせてもらっていて、市が勝手にやったわけではないという意味です。

委員：議決の総数はどうやって把握するのですか。

事務局：その自治会で把握されていると思います。

委員：そこはすごく難しい問題だと思っている、住所表記の変更はすごい強制力を持っていて、住所の書き換えなどの負担も求めていかないといけない。それに対してその決定が、地元の要望があればやるという状況になるという話ですが、本来はもっとシビアに決めておかないといけないと思う。住所表記を変更したくない人からしたらすごい負担がってくるもので、将来的に住所変更をちゃんとしておかなかったがために、例えば保険が下りなかったというようなりスクも伴ってくると思う。ガイドラインを作るにしても、今ご意見色々聞いていく中でも、相当細かいことができて、膨大な量の項目を決めていかないといけないような気がします。

委員：国土調査は1回やったらできないものではなく、現実とすぐわなくなった場合には、再度できることになっている。おかしいなら検討されたいと思う。

委員：そうです。京都府の国土調査の進捗はあまりにも低い。だが、国土調査を1回やったところはしないのが、基本的な市の方針だったと思う。

委員：それは市の勝手な方針で、やはり現実に昭和40年当時とは違う成果が出てくるわけですよ。

委員：区域を決める時にはそういうところに関わってくるので、専門的な話になってしまうが、そこは慎重にやっていかないといけないと思う。その辺の調査もシビアに入れていかないといけないのかなという気はします。

委員：とりあえず、どこかの地域をやってみてはどうか。議員の先生方の質問があって昭和40年頃から請願が出ているわけですから、当然それに対して答えないといけない。どこかで1回やってみて、検証するのも1つのやり方だと思う。

委員：ガイドライン骨子案について、最終的に自治会単位で申請しなさいということか。
事務局：まずは要望があるところかなと思っていて、それもあって提出をいただくのが、現実的かなと思ってこういう案を出しています。

委員：いや、これでは一つも出てきませんよ。なぜかという、自治会長は住民に負荷をかけるようなことは絶対しません。やれば、あとで誰がこんなことを、みたいなことを言われる。理想は要望をもらうことかもしれませんが、これは言い方悪いですけど、逃げですね。自治会長もやりたくてやっている人はほとんどいないのではないだろうか。

そういう意味でも、一度に大きなものではなく、小さいものからやってみて「よくなったね」ということを広げることによって、また次の時にまたこう足がかりができるのだと思う。一挙にここで解決するというは無理だと思います。

委員：例えば、行政の方である程度できるような環境の自治会に働きかけをしてもらって、そこで住所表記を変更していただいて、そのメリットを広報していただくと他の自治会も取り組みやすいのではないかと思う。

委員：少しいいですか。まちづくりの観点で言うと、やっぱりわかりやすいまちになっていかなきゃいけないというのがあって、住所の問題も同じなのだろうな、という風に私は考えています。先ほどから話にあるように、市としての働きかけをもって、やっぱり動かしていくような話だろうなと思う。

住所の問題は先送りになって今に至るので、市も先送りに今までしてきたとするならば、どこかでこれを次の世代に残さないぞ、っていう風な心意気というか、そういったところでやらざるを得ないだろうなと思います。まちづくりを進めていくっていう、その根本に住所みたいなものがあるのだろうと思う。なので、そこら辺の方針作りみたいなことを考えていただく上で、総合計画とかマスタープランとかに書かれている文言と結び付けながら、市が進めていくことになるのだろうという風に思います。

だから、議会で出てきたっていうのも当然ながら、大きなきっかけかもしれませんが、マクロ的に見て市の方針みたいなものもしっかり結びつけて進めていかないといけないぐらい複雑で煩雑な事業だろうという風にも思いますので、そこら辺がちょっと気になるかなと思います。

それと、あともう1つすごく気になることが、都市計画系の区域、区割りとか、大きいものでは市街化調整区域もあるが、まず、どこから手をつけるのがいいのかな、という風なことから考えると、やはり近いエリアを、行政としてもお金をつぎ込んでいっている状態になるわけなので、まずはそこを便利にしていくっていうのは、考えていけないといけないという風には思います。

それで、このアンケートの結果を見ても、大きな反対っていうのがないとするならば、市がどこに働きかけるかっていうことが大事だろうっていう風には思いません。条件が合うところを見つけて、市が働きかけるっていう流れの方が良いと思

う。市の案である、いい要望があってからやります、っていうのはいいんですけど、他の委員の話かするとそれは無いものだとするのなら、条件の整っている地域の中で、どこかの自治会に打診してみるっていうのがいいと思う。

委員：まちづくりも市も、要はどんなまちにしたいかっていうこと。住みよいまちにしたいのか、シンプルでわかりやすいまちにしたいのか。

委員：「変えたい」意見があって大半の方は「今のままでいい」と思われているので、市としてこういうことをやりたい、方針として示しているということを出して、自治会長さんがそれに協力しなきゃいけないなと思っていただけることが、進めていく1つのきっかけになると思います。条件の合うところに市が働きかけて進めるのが1番いいかなと思います。

やはり3割のニーズっていうのはここだと思いますので、そこをきちんとやるっていうのは市としてやるという形の方が、自治会長さんへの協力依頼もしやすいかなと、自治会長も動きやすいかなと思いました。

委員：そこがやりやすいのかなと思います。ただ、私はアンケート調査結果の市民ニーズは低いなという風に受け取っています。7割の人は必要ないと感じているのに、それに対して町名変更というすごく大きいことをやることになる。ニーズに対して、私はやっていくべきだと思います。

委員：難しいですね。「変えたい」がもう50パーセント超えてくると、そうだよ、という形になるだろうが、この反対意見は「煩雑だから」とかの先送りの考え方っていうのが根底にやっぱりあると思う。「今やらなくてもいい」「そんなに不便じゃない」というようなもの。反対ではないけど、変える必要もないよねっていうニュアンスのアンケートの結果なのかなという風にも読み取れる。アンケートをすると、どうしてもパーセントが出てきて、それを重要視するが、それはそれで重要な結果として受け止めて、今回の場合は、やっぱり市の方針や考え方が大事だろうなという風には思う。

委員：自治会の要望に応じていることになったときに、自治会から漏れている人もたくさんいらっしゃると思う。だから、変えるのならもっと昔に変更しておくべきことだったのではないかなという風に思っています。郵便番号制度ができたときくらいに変えておくべきだったと思う。

3 閉会

事務局：今回頂戴いたしましたご意見を踏まえまして、本市の案をまとめてまいります。次回は、第3回検討会前にお示しし、また検討会でご意見をいただけたらと思います。次回につきましては、3月を考慮しております。2月中にご予定をお聞きしまして日程を調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上を持ちまして検討会を終了させていただきます。